

未成年者の受診について

2022年9月15日

当院では、未成年者が外来を受診される際には、保護者または法律上の代理人および同行者として病院が認めた方などの付き添いをお願いしております。なお、高校生は未成年者とみなします。

○付き添いが必要な理由

- ・病状、既往歴、治療中の病気やケガ、服用している薬の有無の確認が必要であるため。
- ・内容、各種のアレルギー等、必要な医療情報を的確に確認する必要があるため。
- ・検査や処置のリスク、処方副作用などについて適切に理解し判断していただくため。
- ・治療の方針を決定する際に、保護者の方の判断や同意が必要となるため。

※緊急時（すぐに適切な処置を行わないと重大な後遺症や生命の危険があると担当医が判断する時）には保護者のご承諾なしに診断し、治療を開始いたします。

○上記理由を踏まえた当院の方針

- ・中学生以下の方は保護者同伴をお願いします。

（継続受診で、初回受診時に保護者の同意が得られた場合にはこの限りではありません。）

- ・中学卒業後の15歳～成人になるまでの方については下記の通りとします。

1. 受診することを保護者が知っているか本人に尋ねることがあります。
2. やむを得ず保護者の付き添えない場合には、電話での「診療の確認」「説明の同意」などをお願いすることがあります。
3. 診療内容によっては担当医の判断により、後日改めて付き添いの方と来院していただくことがあります。
4. 保険証の被保険者（本人）の方は除きます。

ご不便をおかけすることもあると思われませんが、安全・安心な医療提供が行えるよう、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

汐田総合病院